

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

沖縄県宜野湾市長

公表日

令和5年4月12日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

②システムの機能	<p>3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除する機能</p> <p>4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能</p> <p>5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、等の各種帳票を発行する機能</p> <p>6. 住民基本台帳ネットワークシステム及び住基GWサーバとの連携 住民票の記載等に応じ、住基GWサーバを通じて住民基本台帳ネットワークシステムと定められた電文レイアウトに基づくデータ連携を行う機能</p> <p>7. 在留カード等発行システムとの連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、在留カード等発行システムと定められた電文レイアウト機能に基づくデータ連携を行う機能</p> <p>8. 庁内連携システム等への連携 住民票の記載等に応じ、庁内連携システム等へ必要な情報を連携する機能</p> <p>9. 中間サーバ及び団体内統合宛名システムとの連携 世帯情報等の異動発生時、団体内統合宛名システムを通じて中間サーバへ変更後の世帯情報を提供</p> <p>10. VRS連携用ファイルの抽出機能 VRSに接種対象者を登録するための接種対象者登録用ファイルを抽出</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住基GWサーバ)</p>
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する機能</p> <p>2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する機能</p> <p>3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する機能</p> <p>4. 符号要求機能 処理通番を要求・受信し、符号要求データを住基ネットに送信する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住基GWサーバ)</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバ
	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p>

<p>②システムの機能</p>	<p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4. 各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>								
<p>③他のシステムとの接続</p>	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
<p>システム6～10</p>									
<p>システム11～15</p>									
<p>システム16～20</p>									

3. 特定個人情報ファイル名	
1.予防接種情報ファイル 2.住民基本台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10(予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <small><選択肢></small> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部新型コロナワクチン接種プロジェクトチーム
②所属長の役職名	新型コロナワクチン接種プロジェクトチーム総括者
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者
その必要性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録等の管理を適正に行う必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報: 対象者の居住地を正確に特定するため ・業務関係情報: 接種記録を適正に管理するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月19日
⑥事務担当部署	健康推進部 新型コロナワクチン接種プロジェクトチーム
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (市民経済部 市民課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 (医療機関) [<input type="checkbox"/>] その他 ()

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前の書面による承諾	
	⑥再委託事項	地域健康支援システムの運用保守、法改正対応による改修業務等	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない		
提供先	市区町村長		
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号		
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ		
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))		
⑦時期・頻度	宜野湾市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度		
6. 特定個人情報の保管・消去			
保管場所 ※	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p> <p><宜野湾市における措置> 1. 宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。バックアップは同データセンター内に保管される。 ①データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 ②サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。</p>		

- ③サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。
 - ④サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケージ化による入室制限を行っている。
 - ⑤サーバへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。
- バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番②、③の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
- ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

< 予防接種情報ファイル >

【共通(個人情報)】

宛名番号・更新者・更新日・更新時間・世帯番号・宛名番号予備・世帯番号予備・処理区分・カナ氏名・漢字氏名・通称カナ氏名・通称氏名・住民情報表示区分・生年月日・性別・続柄1・続柄2・続柄3・続柄4・異動事由・異動日・異動届出日・住民になった事由・住民になった異動日・住民になった届出日・住民でなくなった事由・住民でなくなった異動日・住民でなくなった届出日・住定日事由・住定日・住定日届出日・住民区分・外国人判定・国籍・家族判定・家族判定順位・特徴判定・普徴判定・課税区分・所得割・個人用電話番号(携帯・PHS)・個人用小学校区・個人用中学校区・Eメール1・Eメール2・転入前住所・転出後住所・総合登録番号・送付用市内住所コード・送郵便番号・送丁番号・送本番・送枝番・送末番・送住所日本語・送方書日本語・送方書バーコード・送宛先人氏名・送予備1・送予備2・送予備3・送予備4・送予備5・送フラグ・前年度世帯課税・DVフラグ・停止開始日・停止終了日・個人予備5・個人情報表示設定2・個人情報表示設定3・個人情報表示設定4・個人情報表示設定5・ソート用続柄・総合被保険者番号・外国人住民日・第30条45規定区分・在留資格・在留期間等(yymmddd)・在留期間等終了日・在留カード等番号・氏名文字数・通称名優先氏名文字数・送付用優先氏名文字数・検索用カナ氏名・検索用通称カナ氏名・個人住所コード・個人町内会コード・個人住所日本語・個人地番甲乙判定・個人地番本番・個人地番枝番・個人地番末番・個人地番編集区分・個人方書コード・個人方書日本語・個人方書バーコード・個人郵便番号・統合宛名番号

【共通(世帯情報)】

世帯番号・更新者・更新日・更新時間・処理区分・住所コード・町内会コード・住所日本語・地番甲乙判定・地番本番・地番枝番・地番末番・地番編集区分・方書コード・方書日本語・方書バーコード・世帯主宛名番号・郵便番号・小学校区・中学校区・保健推進委員・民生委員・電話番号・FAX番号・課税世帯区分・世帯主カナ氏名・世帯予備1・世帯予備2・世帯予備3・世帯予備4・世帯予備5

【臨時接種】

西暦年度・接種日・更新者・更新日・更新時間・接種種別・接種回数・接種判定・接種日年齢・年度末年齢・基準日年齢・受診時国保区分・請求日(月)・実施医療機関・実施場所・実施区分・問診医・接種医・接種番号・メーカー・Lot.No・接種量・未接種理由・予診フラグ・特記事項・自治体コード・接種会場(日本語)・接種医(日本語)・VRS取込日・VRS移出日

【ワクチン接種記録システム(VRS)】

個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別)・接種状況(実施/未実施)・接種回・接種日・ワクチンメーカー・ロット番号・ワクチン種類(※)・製品名(※)・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)・証明書ID(※)・証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民
その必要性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の接種記録等の管理を適正に行う必要があるため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 対象者を正確に特定する際に必要であるため ・連絡先等情報 対象者の基本情報として必要であるため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月19日
⑥事務担当部署	健康推進部 新型コロナワクチン接種プロジェクトチーム
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()

②入手方法		<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的 ※		予防接種に関する接種記録等の適正な管理を図るため。
④使用の主体	使用部署	健康推進部 新型コロナワクチン接種プロジェクトチーム
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤使用方法		<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宜野湾市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・宜野湾市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
情報の突合		<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>宜野湾市からの転出者について、宜野湾市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、宜野湾市の接種記録と突合する。</p>
⑥使用開始日		令和3年4月19日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
委託事項		既存住基システムの管理等
①委託内容		既存住基システムの運用保守、法改正対応による改修業務等
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
③委託先名		沖縄行政システム株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	⑤再委託の許諾方法	事前の書面による承諾
	⑥再委託事項	既存住基システムの運用保守、法改正対応による改修業務等

委託事項2～5	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><宜野湾市における措置></p> <p>1. 宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。バックアップは同データセンター内に保管される。</p> <p>①データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。</p> <p>②サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。</p> <p>③サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。</p> <p>④サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケージ化による入室制限を行っている。</p> <p>⑤サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番②、③の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<住民基本台帳ファイル>

1. 利用団体コード、2. 住民コード、3. 異動SEQ、4. 改製SEQ、5. 住民票コード、6. 増異動日、7. 増連携区分、8. 増事由コード、9. 増届出日、10. 減異動日、11. 減連携区分、12. 減事由コード、13. 減届出日、14. 最新異動日、15. 最新連携区分、16. 最新異動事由コード、17. 最新一全区分、18. 最新異動届出日、19. カナ氏名、20. 氏名、21. 生年月日、22. 死亡日、23. 死亡日、24. 続柄、25. 住民となった異動日、26. 住民となった届出日、27. 改製日、28. 本籍地コード、29. 本籍地、30. 本籍地郵便番号、31. 筆頭者カナ、32. 筆頭者、33. 転入前住所コード、34. 転入前住所、35. 転入前住所方書、36. 転入前住所郵便番号、37. 転入前住所世帯主名、38. 未届転入前住所コード、39. 未届転入前住所、40. 未届転入前住所方書、41. 未届転入前住所郵便番号、42. 未届転入前住所世帯主名、43. 転出先住所コード、44. 転出先住所、45. 転出先住所方書、46. 転出先郵便番号、47. 転出先世帯主名、48. 大字コード、49. 本番、50. 枝番、51. 小枝番、52. 小小枝番、53. マンションコード、54. 棟コード、55. 部屋コード、56. 住定日、57. 住定連携区分、58. 住定事由コード、59. 住定届出日、60. 方書、61. 通称現住所コード、62. 通称本番、63. 通称枝番、64. 通称小枝番、65. 通称小小枝番、66. 通称住所、67. 通称方書、68. 管理コード、69. 世帯主カナ、70. 世帯主名、71. 自治会コード、72. 小学校区コード、73. 中学校区コード、74. 投票区コード、75. 世帯内ソートキー、76. 世帯オプション、77. 保護者コード、78. 保護者との続柄、79. 配給、80. し尿、81. 塵芥、82. 被保佐人区分、83. 成人被後見人区分、84. 破産人区分、85. 再転入区分、86. 備考非表示フラグ、87. 備考、88. 氏名履歴数、89. 氏名異動日、90. 氏名届出日、91. 性別履歴数、92. 性別異動日、93. 性別届出日、94. 生年月日履歴数、95. 生年月日異動日、96. 生年月日届出日、97. 続柄履歴数、98. 続柄異動日、99. 続柄届出日、100. 住民日履歴数、101. 住民日異動日、102. 住民日届出日、103. 本籍履歴数、104. 本籍異動日、105. 本籍届出日、106. 筆頭者履歴数、107. 筆頭者異動日、108. 筆頭者届出日、109. 従前住所履歴数、110. 従前住所異動日、111. 従前住所届出日、112. 削除履歴数、113. 削除異動日、114. 削除届出日、115. 世帯主履歴数、116. 世帯主異動日、117. 世帯主届出日、118. 備考文履歴数、119. 備考文異動日、120. 備考文届出日、121. 住民票コード履歴数、122. 住民票コード異動日、123. 住民票コード届出日、124. 住所履歴数、125. 住所異動日、126. 住所届出日、127. 履歴数、128. 履歴異動日、129. 履歴届出日、130. 通称名カナ、131. 通称名、132. 国籍等、133. 外国人住民となった異動日、134. 外国人住民となった届出日、135. 30条45規定区分、136. 在留資格、137. 在留期間等、138. 在留期間の満了の日、139. 在留カード等の番号、140. 住居地の届出区分、141. 住居地の届出日、142. 法務省通知特定キー、143. 国籍等履歴数、144. 国籍等異動日、145. 国籍等届出日、146. 外国人住民日履歴数、147. 外国人住民日異動日、148. 外国人住民日届出日、149. 30条45規定区分履歴数、150. 30条45規定区分異動日、151. 30条45規定区分届出日、152. 在留資格履歴数、153. 在留資格異動日、154. 在留資格届出日、155. 在留期間等履歴数、156. 在留期間等異動日、157. 在留期間等届出日、158. 在留期間の満了の日履歴数、159. 在留期間の満了の日異動日、160. 在留期間の満了の日届出日、161. 在留カード等の番号履歴数、162. 在留カード等の番号異動日、163. 在留カード等の番号届出日、164. 連番、165. 表示順、166. 記載住所地コード、167. 記載住所地、168. 削除日、169. 削除住所地コード、170. 削除住所地、171. 業務コード、172. 受付番号、173. 受付枝番号、174. 受付区分、175. 職員番号、176. 一全区分、177. 受付日、178. 受付時刻、179. 届出日、180. 申請者住民コード、181. 申請者住民票コード、182. 申請者氏名、183. 本人区分、184. 関係、185. 申請者住所、186. 申請者方書、187. 申請者市外局番、188. 申請者局番、189. 申請者番号、190. 申請内線、191. 申請判定、192. 申請備考、193. 申請オプション、194. 住所郵便番号、195. 市外局番、196. 局番、197. 番号、198. 内線、199. 電話備考、200. 個人受付連番、201. 連携区分、202. 異動届出日、203. 改製フラグ、204. 保護者番号、205. 備考記載日、206. 国保資格、207. 国保加入区分、208. 国保退職区分、209. 退職番号、210. 国保退職本人、211. 一般続柄、212. 退職続柄、213. 国保記号番号、214. 児童手当、215. 受給者番号、216. 受給者住民コード、217. 学齢、218. 介護区分、219. 被保険者番号、220. 年金区分、221. 基礎年金番号、222. 乳幼児、223. 障害、224. ひとり親、225. 住所、226. 郵便番号、227. 自治会、228. 発行停止日、229. 発行停止区分、230. 発行停止職員番号、231. 履歴SEQ、232. 印鑑コードA、233. 印鑑コードB、234. 印影SEQ、235. 異動業務区分、236. 登録日、237. 廃止日、238. 照会日、239. 回答日、240. 印影登録日、241. 証明発行フラグ、242. 登録状態コード、243. 印影登録フラグ、244. 印材コード、245. 身元確認方法コード、246. 身元確認住民コード、247. 停止理由コード、248. 抹消理由コード、249. 備考履歴SEQ、250. 刻印種類コード、251. 刻印文字、252. 期限、253. 国保区分、254. 処理状況、255. 異動事由詳細、256. 異動事由詳細事項、257. 発生日、258. 処理番号(本番)、259. 発行停止日、260. ファイルID、261. 通番、262. 異動事実コード、263. 異動事由数、264. 事由発生日、265. LASDECコード、266. 住居地、267. 備考(タイムスタンプ)、268. 備考(その他)、269. 削除フラグ、270. 区分、271. 世帯コード、272. 内容、273. 端末ID、274. 職員名、275. 有効期限、276. 更新職員番号、277. 更新処理年月日、278. 更新処理時刻、279. 異動SEQ、280. カード運用状況、281. カード有効期限、282. カード回収日、283. 表面記載バージョン、284. カード種別、285. カード番号、286. 異動理由、287. 届出年月日、288. 処理区分、289. メモ内容、290. 登録職員番号、291. 登録処理日、292. 更新処理日、293. 自治体コード、294. 異動年月日、295. 異動時刻、296. 異動ID、297. 異動事由、298. 異動事由コード、299. 個人番号、300. 漢字氏、301. 漢字名、302. 生年月日、303. 本籍コード、304. 本籍漢字、305. 筆頭者漢字氏、306. 筆頭者漢字名、307. 消除日、308. 消除事由名称コード、309. 消除事由名称、310. 住所コード、311. 住所漢字、312. 住所方書、313. 住所を定めた日、314. 記載日、315. 記載事由名称コード、316. 記載事由名称、317. エラーフラグ、318. 異動終了フラグ、319. 手処理フラグ、320. 印刷フラグ、321. 更新区分、322. 異動日、323. 世帯番号、324. カナ氏、325. カナ名、326. 性別、327. 世帯主との続柄名称、328. 世帯主カナ氏、329. 世帯主カナ名、330. 世帯主漢字氏、331. 世帯主漢字名、332. 住民となった日、333. 個人番号セットエラー、334. 住民票参照更新エラー、335. 住民票参照異動フラグ、336. 個人特定異動フラグ、337. 住民区分、338. 旧氏カナ、339. 旧氏

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

1. 予防接種情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 宜野湾市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 宜野湾市からの転出者について、宜野湾市での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ⑤ 既存住基システムから個人番号を入手する場合は、事前に操作権限付与申請を行い承認を受けた職員のみが行い目的外の入手が行われるのを防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、本市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。
 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)
 - ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
 - ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
 - ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
 - ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
 - ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)
 - ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
 - ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。

- ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。
- ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。
- ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
- ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><地域健康支援システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム利用者がシステム上で利用可能な機能を制限し、不適切な方法で入手が行われない対策を講じ、当該事務に必要なない情報と紐づかないようにしている。 <p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><地域健康支援システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の遂行に必要な権限レベルを管理者に申請し、申請にもとづき権限を付与する。 ・失効管理・定期的または異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職情報を確認し、異動退職があった際にはアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 <p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
その他の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p> <p>当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置></p> <p>①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住民基本台帳システムでのデータ抽出作業を行う職員を限定するため、事前申請により承認された者に操作権限を付与する。 ・作業が終了したら、データはインターネットからアクセスできない領域に保存し、アクセス可能な職員を限定する。 ・抽出時の操作ログを残し、不必要なデータは削除する。 <p>②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宜野湾市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・宜野湾市からの転出者について、宜野湾市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p><地域健康支援システムに関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り扱い時の法令順守 ・提供、開示、漏えい等の制限 ・業務の目的外利用の禁止 ・取り扱う従事者及び作業場所の制限 ・従事者への研修、教育 ・情報セキュリティポリシー等における安全管理措置 ・再委託の制限 ・廃棄手段 ・特定個人情報フィルの削除、または電子媒体等の廃棄した場合の記録及び報告 ・特定個人情報の機密性維持に関する調査への協力
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	受託者自らがはたすべき安全管理措置と同様の措置が講じられる再委託に限定して、事前の書面による申請により、市から承認を得た場合は、委託業務の全部または一部を再委託することができる。受託者は再委託先との間で、本条と同等の内容の契約を締結しなければならない。
その他の措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>宜野湾市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><宜野湾市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務取扱担当者のみ権限を所持する(保護責任者(所属長)の判断により設定を依頼) ・担当業務の範囲で使用する ・事務手続きの処理で必要な場合のみ利用する ・年度途中の移動(流動や課内異動も含む)や退職等、担当業務から外れることがわかった場合は必ず事前に「削除」の申請を提出する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。
--------------	--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する秘密保持契約を締結し、個人情報保護に関する研修の実施を求める。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住民からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出の窓口において届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 <p>②他市町村からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住民からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 <p>②他市町村からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証およびID/パスワードのよる二要素認証を実施する。共用IDを利用している場合には、共用IDの利用者を特定し、氏名、職員番号、使用期間を名簿に記録する。また、認証後は利用権限の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を講じることによって、当該事務に必要な情報と紐付かないにする。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><既存住民基本台帳システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID/パスワードの発行管理・アクセス権限と業務の対応表を作成する・職員は、業務の遂行に必要な権限レベルを管理者に申請し、申請にもとづき権限を付与する。 ・失効管理・定期的または異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職情報を確認し、異動退職があった際にはアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱い時の法令順守 ・提供、開示、漏えい等の制限 ・業務の目的外利用の禁止 ・取り扱う従事者及び作業場所の制限 ・従事者への研修、教育 ・情報セキュリティポリシー等における安全管理措置 ・再委託の制限 ・廃棄手段 ・特定個人情報フィルの削除、または電子媒体等の廃棄した場合の記録及び報告 ・特定個人情報の機密性維持に関する調査への協力 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	受託者自らがはたすべき安全管理措置と同様の措置が講じられる再委託に限定して、事前の書面による申請により、市から承認を得た場合は、委託業務の全部または一部を再委託することができる。受託者は	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び個人番号利用条例並びに宜野湾市個人情報保護条例の定めに基づき、各所管での事務処理マニュアルに定める等によりルールを遵守する	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「住民基本台帳ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	<新 型 コ ロ ナ > [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。			
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。</p> <p>・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する秘密保持契約を締結し、個人情報保護に関する研修の実施を求める。</p>	
10. その他のリスク対策		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 情報公開担当 電話 098-893-4411(代表)
②請求方法	宜野湾市個人情報保護条例第11条に基づき、必要事項が記載された自己情報開示等請求書を提出する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒901-2215 沖縄県宜野湾市真栄原一丁目13番15号 宜野湾市役所 健康推進部 新型コロナワクチン接種プロジェクトチーム(宜野湾市保健相談センター内) 電話 098-898-5583
②対応方法	問合せを受け付けた際には、対応内容につき記録を残す

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・宜野湾市からの転出者について、宜野湾市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、宜野湾市の接種記録と突合する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・宜野湾市からの転出者について、宜野湾市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、 他市区町村から個人番号を入手し、宜野湾市の接種記録と突合する。	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能 及びコンビニ交付関連機能 を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能 及びコンビニ交付関連機能 を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<ワクチン接種記録システムにおける措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 <宜野湾市における措置> 1. 宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。バックアップは同データセンター内に保管される。 ①データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 ②サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。 ③サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。 ④サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケーシングによる入室制限を行っている。 ⑤サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番②、③の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<ワクチン接種記録システムにおける措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 <宜野湾市における措置> 1. 宜野湾市では以下に示した条件を満たしているデータセンターのサーバ内にデータとして保管している。バックアップは同データセンター内に保管される。 ①データセンターは、有人受付とセキュリティゲートによる入館管理を行っている。 ②サーバ室は、生体認証及びICカードによる入室管理を行っている。 ③サーバ室は、監視カメラによる常時監視及び録画を行っている。 ④サーバ室は、ラック毎の施錠及び区画ケーシングによる入室制限を行っている。 ⑤サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要となる。 バックアップについては、上記データセンター以外にも、上記、項番②、③の条件を満たしている別のクラウドサービスセンター内に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	

	<p>(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目</p>	<p><予防接種情報ファイル> 【共通(個人情報)】 宛名番号・更新者・更新日・更新時間・世帯番号・宛名番号予備・世帯番号予備・処理区分・カナ氏名・漢字氏名・通称カナ氏名・通称氏名・住民情報表示区分・生年月日・性別・続柄1・続柄2・続柄3・続柄4・異動事由・異動日・異動届出日・住民になった事由・住民になった異動日・住民になった届出日・住民でなくなった事由・住民でなくなった異動日・住民でなくなった届出日・住定日事由・住定日・住定日届出日・住民区分・外国人判定・国籍・家族判定・家族判定順位・特徴判定・普徴判定・課税区分・所得割・個人用電話番号(携帯・PHS)・個人用小学校区・個人用中学校区・Eメール1・Eメール2・転入前住所・転出後住所・総合登録番号・送付用市内住所コード・送 郵便番号・送 丁番号・送 本番番・送 枝番・送 末番・送 住所日本語・送 方書日本語・送 方書バーコード・送 宛先氏名・送 予備1・送 予備2・送 予備3・送 予備4・送 予備5・送 フラグ・前年度世帯課税・DVフラグ・停止開始日・停止終了日・個人予備5・個人情報表示設定2・個人情報表示設定3・個人情報表示設定4・個人情報表示設定5・ソート用続柄・総合被保険者番号・外国人住民日・第30条45規定区分・在留資格・在留期間等(yymmddd)・在留期間等終了日・在留カード等番号・氏名文字数・通称名優先氏名文字数・送付用優先氏名文字数・検索用カナ氏名・検索用通称カナ氏名・個人住所コード・個人町内会コード・個人住所日本語・個人地番甲乙判定・個人地番 本番・個人地番 枝番・個人地番 末番・個人地番編集区分・個人方書コード・個人方書日本語・個人方書バーコード・個人郵便番号・統合宛名番号</p> <p>【共通(世帯情報)】 世帯番号・更新者・更新日・更新時間・処理区分・住所コード・町内会コード・住所日本語・地番甲乙判定・地番 本番・地番 枝番・地番 末番・地番編集区分・方書コード・方書日本語・方書バーコード・世帯主宛名番号・郵便番号・小学校区・中学校区・保健推進委員・民生委員・電話番号・FAX番号・課税世帯区分・世帯主カナ氏名・世帯予備1・世帯予備2・世帯予備3・世帯予備4・世帯予備5</p> <p>【臨時接種】 西暦年度・接種日・更新者・更新日・更新時間・接種種別・接種回数・接種判定・接種日年齢・年度末年齢・基準日年齢・受診時国保区分・請求日(月)・実施医療機関・実施場所・実施区分・問診医・接種医・接種番号・メーカー・Lot.No・接種量・未接種理由・予診フラグ・特記事項・自治体コード・接種会場(日本語)・接種医(日本語)・VRS取込日・VRS移出日</p> <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)】 個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名・生年月日・性別)・接種状況(実施/未実施)・接種回(1回目/2回目)・接種日・ワクチンメーカー・ロット番号・ワクチン種類(※)・製品名(※)・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)・証明書ID(※)・証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p><予防接種情報ファイル> 【共通(個人情報)】 宛名番号・更新者・更新日・更新時間・世帯番号・宛名番号予備・世帯番号予備・処理区分・カナ氏名・漢字氏名・通称カナ氏名・通称氏名・住民情報表示区分・生年月日・性別・続柄1・続柄2・続柄3・続柄4・異動事由・異動日・異動届出日・住民になった事由・住民になった異動日・住民になった届出日・住民でなくなった事由・住民でなくなった異動日・住民でなくなった届出日・住定日事由・住定日・住定日届出日・住民区分・外国人判定・国籍・家族判定・家族判定順位・特徴判定・普徴判定・課税区分・所得割・個人用電話番号(携帯・PHS)・個人用小学校区・個人用中学校区・Eメール1・Eメール2・転入前住所・転出後住所・総合登録番号・送付用市内住所コード・送 郵便番号・送 丁番号・送 本番番・送 枝番・送 末番・送 住所日本語・送 方書日本語・送 方書バーコード・送 宛先氏名・送 予備1・送 予備2・送 予備3・送 予備4・送 予備5・送 フラグ・前年度世帯課税・DVフラグ・停止開始日・停止終了日・個人予備5・個人情報表示設定2・個人情報表示設定3・個人情報表示設定4・個人情報表示設定5・ソート用続柄・総合被保険者番号・外国人住民日・第30条45規定区分・在留資格・在留期間等(yymmddd)・在留期間等終了日・在留カード等番号・氏名文字数・通称名優先氏名文字数・送付用優先氏名文字数・検索用カナ氏名・検索用通称カナ氏名・個人住所コード・個人町内会コード・個人住所日本語・個人地番甲乙判定・個人地番 本番・個人地番 枝番・個人地番 末番・個人地番編集区分・個人方書コード・個人方書日本語・個人方書バーコード・個人郵便番号・統合宛名番号</p> <p>【共通(世帯情報)】 世帯番号・更新者・更新日・更新時間・処理区分・住所コード・町内会コード・住所日本語・地番甲乙判定・地番 本番・地番 枝番・地番 末番・地番編集区分・方書コード・方書日本語・方書バーコード・世帯主宛名番号・郵便番号・小学校区・中学校区・保健推進委員・民生委員・電話番号・FAX番号・課税世帯区分・世帯主カナ氏名・世帯予備1・世帯予備2・世帯予備3・世帯予備4・世帯予備5</p> <p>【臨時接種】 西暦年度・接種日・更新者・更新日・更新時間・接種種別・接種回数・接種判定・接種日年齢・年度末年齢・基準日年齢・受診時国保区分・請求日(月)・実施医療機関・実施場所・実施区分・問診医・接種医・接種番号・メーカー・Lot.No・接種量・未接種理由・予診フラグ・特記事項・自治体コード・接種会場(日本語)・接種医(日本語)・VRS取込日・VRS移出日</p> <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)】 個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名・生年月日・性別)・接種状況(実施/未実施)・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)・接種日・ワクチンメーカー・ロット番号・ワクチン種類(※)・製品名(※)・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)・証明書ID(※)・証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	事後
Ⅲ リスク対策	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスクに対する措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 宜野湾市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 宜野湾市からの転出者について、宜野湾市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 宜野湾市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 宜野湾市からの転出者について、宜野湾市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16</p>	事後

		<p>条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>⑤既存住基システムから個人番号を入手する場合は、事前に操作権限付与申請を行い承認を受けた職員のみが行い目的外の入手が行われるのを防止する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>⑤既存住基システムから個人番号を入手する場合は、事前に操作権限付与申請を行い承認を受けた職員のみが行い目的外の入手が行われるのを防止する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>		
<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、 交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、 意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号) による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、 交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、 意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号) による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村 に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が 送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>	<p>事後</p>	

	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)>における措置 宜野湾市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)>に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 宜野湾市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)>に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	事後	
	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿 及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿 及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	事後	
2023年3月16日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	※変更箇所のみ抜粋 【ワクチン接種記録システム(VRS)】 接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)	【ワクチン接種記録システム(VRS)】 接種回	事後	

2023年3月16日	<p>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</p> <p>特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>※変更箇所のみ</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</p>	事後	
2023年3月16日	<p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>-ユーザ認証の管理-具体的な管理方法</p>	<p>※変更箇所のみ</p> <p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認められた者に限定して発行される。</p>	事後	
2023年3月16日	<p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>その他の措置の内容</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p> <p>当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応</p>	事後	